

平成 21 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名 総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

評価年月：平成 21 年 7 月

1 政策（事業等名称）

電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習

2 事業等の概要等

サイバー攻撃等によってインターネットのセキュリティが侵害される事案（以下「インシデント」という。）の広域化や組織的攻撃により、個々の電気通信事業者のみでは対応できなくなっていたことから、事業者間で連携してインシデント対策を講じることのできる人材や協力体制の強化が社会的に求められていた。

総務省ではサイバー攻撃等によるインシデントに対応するためには、事業者内・事業者間連携に関する課題を抽出し、その課題について共通認識を持つことが重要であり、それを達成目標として本事業が実施された。

実施後は、得られた課題を各参加者が各自の判断により自社のサイバー攻撃対応体制等に反映させることにより、インターネットの安全性・信頼性の向上が図られ、利用者が安心・安全にインターネットを利用できる環境が実現されることが期待できる。

3 政策評価の観点及び分析等

本事業を評価した結果、以下のとおり政策効果が認められる。

有効性：達成目標どおり、演習結果を参加者の中で評価し、その課題を共通認識として持つことができたため、本事業は有効性が認められる。

効率性：複数の事業者に跨って発生するインシデントに対して、主要な電気通信事業者が同時に課題に対する共通認識を持つことができたため、効率性が認められる。

公平性：事業者が相互に連携して課題解決に対して取り組むことはインターネット全体に効果を発揮するものであることから、その政策効果は広く国民一般に及ぶものである。

優先性：当時のインシデントの傾向を鑑みると、様々な攻撃に対応するために速やかに本事業を実施する必要がある、優先的に実施すべきものであったと認められる。

今後の課題及び取組の方向性：演習が民間主導で継続して実施することができるよう演習フレームワークを策定したことから、今後における演習の継続実施が期待できる。

4 政策評価の結果

十分な成果を得られたと認められる。演習を通じて明らかになった課題の解決を図るため、今後においても、引き続き演習の実施に努めることが重要である。